

### 13. 森林環境譲与税が充てられる森林環境施策に要する経費

森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することとされています。森林環境税は、国税として平成36年度(2024年度)から課税が始まり、森林環境譲与税は、森林環境税の収入額(全額)に相当する額が市町村及び都道府県に譲与されます。また、森林環境譲与税は、森林現場の課題に早期に対応するため、課税に先行して平成31年度(2019年度)から譲与される予定です。

なお、森林環境譲与税の用途については、「間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用」に充てなければなりません。

(単位 千円)

充当事業名称	事業費	一般財源	参照ページ
<b>総務費</b>	<b>51,556</b>	<b>50,000</b>	
みどりの保全基金積立金	51,556	50,000	221
<b>衛生費</b>	<b>1,788</b>	<b>895</b>	
(充) 環境教育・学習の推進(戸吹環境教育・学習拠点の整備運営)	1,788	895	159
<b>農林業費</b>	<b>16,426</b>	<b>10,266</b>	
(充) 民有林振興	5,735	4,134	175
森林管理巡視	1,308	408	-
市行造林	3,306	2,900	-
市有林管理	6,077	2,824	-
<b>土木費</b>	<b>6,696</b>	<b>6,696</b>	
みどりの管理(里山保全)	6,696	6,696	222
<b>教育費</b>	<b>26,754</b>	<b>26,754</b>	
いずみの森小中学校整備(木材の利用)	21,265	21,265	248
(充) 富士森公園陸上競技場改修(木材の利用)	5,489	5,489	262
<b>計</b>	<b>103,220</b>	<b>94,611</b>	

木材の利用については、全体事業費のうち木材利用に係る額を記載

【歳入】地方譲与税のうち森林環境譲与税	27,520 千円
【歳出】森林環境施策に要する経費	103,220 千円
(うち一般財源)	94,611 千円)